

## 令和2年度中小企業等外国出願支援事業 公募要領（二次公募）

### 1 事業趣旨

岩手県内中小企業者等が外国への事業展開にあたり行う特許等の外国出願に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等による諸外国での戦略的な特許等の取得に向けた外国出願を促進するもの。

### 2 事業期間

採択された日から令和3年2月末まで

### 3 公募期間

令和2年9月14日（月）～ 10月9日（金）

### 4 補助対象者

以下の(1)から(4)をすべて満たす者。

(1)岩手県内に事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。

ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については商工会議所、商工会、NPO法人等を含む。

※中小企業者には法人資格を有しない個人で事業を営んでいる方（個人事業主）を含みます。

(2)外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を得られる中小企業者又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること。

(3)本事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力できること。

(4)外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。

### 5 補助対象案件

日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件（特許協力条約に基づく国際出願「PCT出願」における国内移行や、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願「マドプロ出願」を含む）を行う予定のあるもの。

### 6 補助対象経費

- ・外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等
- ・日本国特許庁に支払う費用については、対象外。

### 7 補助率

1／2以内

## 8 補助上限額

1 件毎の上限額：特許	150 万円
実用新案・意匠・商標	60 万円
冒認対策商標(※)	30 万円

(※)第三者による抜け駆け出願(冒認出願)対策のために出願する商標

## 9 採択件数

1～3 件程度

(二次公募のため予算が限られていることから、採択されない場合があります。)

## 10 審査方法

申請書類による書面での審査

## 11 その他

審査の結果、「採択」となった案件につきましては事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合や、経済産業省の判断により、交付決定額や採択件数についても公表の可能性があります。(機密情報に関する部分等については公開いたしません。)

## 12 申請方法

「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領」を確認の上、交付申請書と添付書類一式を期日までに提出すること。

(交付申請者によって添付書類が異なりますので、補助金実施要領 17 ページに記載されている「様式 1-1 の添付書類」をご確認ください。)

(例) 法人の場合

- ・様式第 1 間接補助金交付申請書
- ・登記簿謄本等の写し
- ・会社の事業概要
- ・役員等名簿
- ・直近 2 期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等
- ・外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類
- ・外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)
- ・外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金、借入金等)
- ・先行技術調査等の結果
- ・外国特許庁への出願が共同出願の場合、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し

## 13 申請・問い合わせ先

公益財団法人いわて産業振興センター 産学連携室 佐々木

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 2-4-26

TEL : 019-631-3825 MAIL : [kenkyu@joho-iwate.or.jp](mailto:kenkyu@joho-iwate.or.jp)